

名 称		本町地区地区計画
位 置		鞍手町大字中山の一部
面 積		約 2.0 ha
地区計画の目標		本地区は、町の中心部に位置し、福岡県都市計画マスタープランで拠点として位置付けられている。また、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋の供用開始に伴い、周辺市町へのアクセス性が向上した地区である。さらに、今後、都市計画道路の整備も進むことから、現在の拠点内の機能の拡充及び強化を進めるとともに、周辺の良い環境との調和を目指すものとする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	現在の拠点内の機能の拡充及び強化を図るため、店舗や宿泊施設等の立地を目指し、本地区での一体的な土地利用を進めていくものとする。
	建築物の整備方針	拠点にふさわしい店舗や宿泊施設等の立地を目指すとともに、現在の良い環境を損なわないように周辺環境に十分配慮していくものとする。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの

地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。

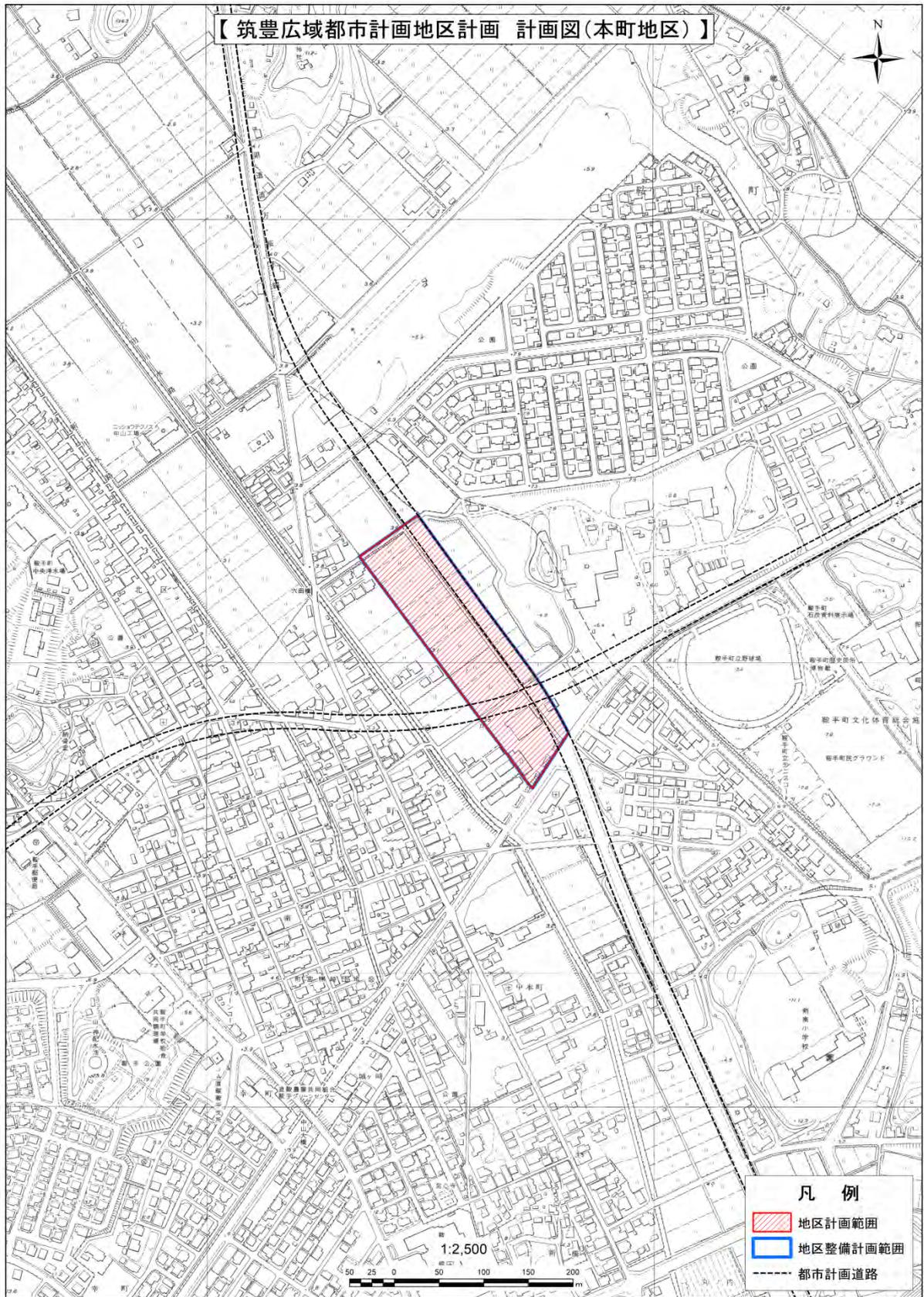
理由

別紙のとおり

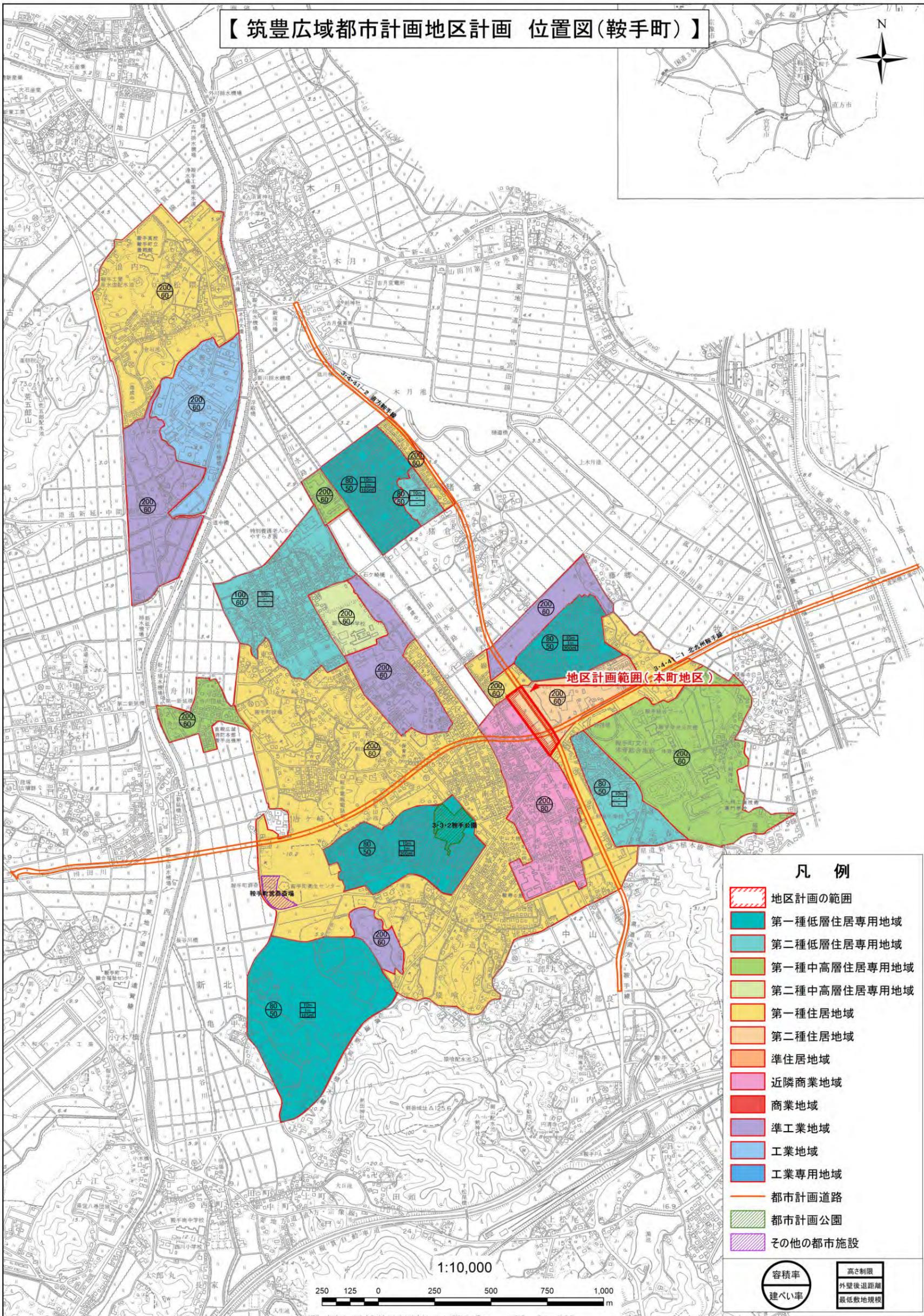
理由書

本地区は、町の中心部に位置し、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋の供用開始に伴い、周辺市町へのアクセス性が向上した地区である。このような地理的な好条件を生かし、店舗や宿泊施設等の誘致を進めるとともに、周辺の良い環境との調和を図るため、規制を掛ける必要があることから、この地区計画を決定するものである。

計画図（本町地区）



【筑豊広域都市計画地区計画 位置図(鞍手町)】



凡例

- 地区計画の範囲
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 都市計画道路
 - 都市計画公園
 - その他の都市施設
- 容積率

建ぺい率

高さ制限

外壁後退距離

最低敷地規模

1:10,000

